

議案第 3 号

訴えの提起について

次のとおり建物明渡等の請求の訴えを札幌地方裁判所岩内支部へ提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 8年 7月 23日提出

倶知安町長 文 字 一 志

1 当事者

原告となるべき者	倶知安町
被告となるべき者	※ ※ ※ ※

2 対象物件

北海道虻田郡倶知安町南6条東5丁目1番地1
南6条団地 ※号棟※※号室

3 請求の趣旨

- 1) 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。
 - 2) 被告は、原告に対し、本訴状送達の日翌日から建物の明渡し済みに至るまで、
1か月当たり金15,400円の割合による金員を支払え。
 - 3) 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

4 管轄裁判所

札幌地方裁判所岩内支部

5 事件名

建物明渡等請求事件

6 訴えを提起する理由

本件町営住宅は、老朽化に伴う南 6 条団地建替事業の除却対象となっていることから、町は、1 年以上にわたり、当該入居者に対し、代替住戸、移転料その他移転に必要な事項について説明及び協議を行おうと尽くしたが、当該入居者はこれに応じなかった。このため、令和 8 年 7 月 31 日を期限として本物件の明渡しを請求したところである。当該期限までに明渡しがなされないときは、建替事業の施行に支障を来し、町営住宅の適正な管理及び住宅を必要とする者に対する公平かつ安定的な住宅供給という公共の利益を害することから、期限経過後速やかに、本物件の明渡しを求める訴えを提起するものである。

7 事件に関する取扱い及び方針

- 1) 建設課職員を原告指定代理人と定めて訴訟を遂行する。
- 2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- 3) 本件訴訟遂行上の過程において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。